

告示

埼玉県告示第千三百九十号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和五年十一月二十五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
社会医療法人社団埼玉巨樹の会所沢美原総合病院	埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十四番三	令和八年九月八日